

株券の窓口受入に関する約款

この約款は、松井証券株式会社（以下「松井証券」という。）と、お客様との間で、松井証券の指定する窓口（以下「窓口」という。）での株券の受入に関して必要な事項を取り決めたものです。

- 第1条 松井証券のお客様は、保有株券を松井証券に入庫することを目的として、窓口でその株券を預けることができますものとします。この場合において、お客様は、必要書類に氏名・住所・IDを正確に記載するものとします。
- 2 松井証券に口座を持たないお客様は、口座開設の申込を行い、保有株券を松井証券に入庫することを目的として、窓口でその株券を預けることができますものとします。この場合において、お客様は、必要書類に氏名・住所を正確に記載するほか、口座開設申込書及び松井証券が指定した本人確認書類（以下「申込書等」という。）を窓口提出するものとします。
- 第2条 松井証券は、お客様から預かった株券について責任をもって保管するものとします。
- 2 松井証券は、お客様から預かった株券について速やかに入庫手続をとるものとします。ただし、松井証券に口座を持たないお客様から預かった株券については第4条第2項に定めるところに従うものとします。
- 第3条 松井証券に口座を持たないお客様が申込書等を窓口提出した場合、松井証券は、必要な審査を行い、口座開設の可否を決定するものとします。
- 2 松井証券は審査上必要と認めるとき、お客様に連絡し確認等を行うものとします。
- 第4条 松井証券は、お客様の口座開設を承認した場合、お客様の本人確認書類に記載された住所に口座開設完了通知を配達記録郵便（転送不要）にて送付するものとします。
- 2 松井証券は、前項に規定する口座開設完了通知をお客様が受領したと認めた場合、お客様が窓口で預けた株券の入庫手続を開始するものとします。
- 第5条 松井証券は、お客様の口座開設を認めないことを決定した場合、お客様の本人確認書類に記載された住所に、お客様の株券を書留郵便にて責任をもって返還するものとします。
- 第6条 この契約は、株券入庫の手続または株券返還の手続が完了することにより終了するものとします。
- 2 お客様は、株券入庫の手続または株券返還の手続が完了するまでに一定期間を要することを了承するものとします。
- 3 松井証券は、前項に規定する手続が完了するまでお客様の株券を売却できないこと及び名義書換が行われないこと等を原因とするお客様の損失について一切その責めを負いません。
- 第7条 お客様と松井証券との本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

以上
平成15年5月